

令和8年7月13日

保護者の皆様

米原市立米原小学校

校長 田中 貴之

熱中症特別警戒情報発令時の対応について

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

近年、全国的に厳しい暑さが続いており、学校教育活動中や登下校時における熱中症のリスクが一層高まっております。

こうした状況を踏まえ、気候変動適応法等の改正により、令和 6 年から新たに「熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)」が法的に位置付けられ、熱中症対策の強化が図られているところです。

つきましては、熱中症による児童生徒の重大な健康被害を防止し、安全を確保するため、熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)が発令された場合の対応について、下記のとおりお知らせいたします。

保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)発令時の対応

熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)発令日は、原則として臨時休業(臨時休校)とします。

また、祝日及び週休日、夏季休業中の部活動等、児童生徒の活動も原則として中止とします。

2 熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)とは

熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)は、次のいずれかに該当する場合に発令されます。

・過去に例のない危険な暑さが想定され、広域的に人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合で、翌日の暑さ指数(WBGT)が、県内の全ての観測地点において 35 以上と予測される場合

・暑さ指数(WBGT)が 35 に達しない場合であっても、自然的社会的状況により、熱中症により国民の健康に重大な被害が生ずるおそれがあると認められる場合

3 発令情報及び発令対象

発令日の前日の午後 2 時頃に、環境省から滋賀県内全域を対象に発表されます。

4 その他

発令情報が発表されたことについては、市健康づくり課から防災アプリにて配信されます。

臨時休業(休校)等の非常措置をとる場合は、保護者連絡ツール「tetoru」等により連絡を行いますので、ご確認ください。

滋賀県立学校熱中症予防ガイドライン（令和 8 年 5 月改訂）一部抜粋

	熱中症警戒情報	熱中症特別警戒情報
一般名称	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
位置づけ	気温が著しく高くなることにより熱中症による<u>人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合</u> (熱中症の危険性に対する気づきを促す) <これまでの発表回数> R3: 613回, R4: 889回, R5:1,232回	気温が<u>特に</u>著しく高くなることにより熱中症による<u>人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合</u> (全ての人が、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援) <過去に例のない広域的な危険な暑さを想定>
発表基準	府県予報区等内のいずれかの暑さ指数情報提供地点における、日最高暑さ指数（WBGT）が33（予測値、小数点以下四捨五入）に達すると予測される場合	都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35（予測値、小数点以下四捨五入）に達すると予測される場合 （上記以外の自然的社会的状況に関する発表基準について、令和 6 年度以降も引き続き検討）
発表時間	前日 午後 5 時頃 及び 当日 午前 5 時頃	前日 午後 2 時頃 (前日午前 10 時頃の予測値で判断)
表示色	紫 （現行は赤）	黒

表1:熱中症警戒情報および熱中症特別警戒情報について